

## 平成30年第8回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年8月16日(木) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |       |     |        |     |        |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長  | 山本 正二 |     |        |     |        |
| 2番  | 宮崎 春夫 | 3番  | 俵 薫    | 4番  | 伊藤 新司  |
| 6番  | 岸 英法  | 7番  | 村上 浩一  | 8番  | 石田 健治郎 |
| 9番  | 櫛崎 宣明 | 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生  |
| 12番 | 井町 哲  | 13番 | 武藤 康志  | 14番 | 縄田 善博  |
| 15番 | 安富 法明 | 16番 | 伊藤 太一  | 17番 | 馬屋原 眞一 |
| 18番 | 桑原 正彦 | 19番 | 山本 正二  |     |        |
- 4 出席推進委員
- |        |       |      |
|--------|-------|------|
| 大橋 つや子 | 田口 幸雄 | 安永 彰 |
| 山縣 正明  |       |      |
- 5 欠席農業委員
- |         |          |
|---------|----------|
| 1番 倉増 知 | 5番 安部 好恵 |
|---------|----------|
- 6 事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今より平成30年第8回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19名中、17名で定数に達していますので、本総会が成立していることをご報告いたします。欠席委員につきましては、1番、倉増委員、5番、安部委員の2名でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思います。よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名いたします。3番、俵委員。18番、桑原委員。よろしくお願ひいたします。久しぶりの雨で、畑も田も喜んでおるといふふうに思いますが、俵委員におかれては全然降りませんという事で、美祢市はいかに広いなと感じたところでございます。雲の方は向こうに向けて流れておるようですので、帰られる頃には降るといいなと思います。それでは議事に移りたいと思います。それでは議事順位第1 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>申請地は●●●●●から南西に1.6kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は、市内に居住する造園業に従事する者です。隣接する住宅に駐車場が無いため、駐車場とするものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました当番委員の説明をお願いいたします。</p>
12番	<p>12番の井町です。8月8日会長、萬代委員、事務局2名、それからオブザーバーで石田委員という事で、現地を見てまいりました。場所は今言われましたが、●●から●●に行く所に●●の交差点があります。この交差点を右に曲がりますと●●という所がありますが、この●●の入った所に大きな工場があります。●●●●ですか。ここの真ん前でございます。妹さんがここに同居するという事で、駐車場がなくなったということでここに駐車場を設けるということでございますので、問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願ひいたします。</p>

2 1 番(推進委員)	推進委員の安永です。現地を見ましたが、一部、田の一部が使われるということで、残った部分を耕作、今は樹木等生えているのでそれを伐採して、農地として利用され、今後も見ていきたいと思ひます。以上です。
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思ひます。議案第 1 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 1 号は原案の通り決定し常設審議委員会に附します。それでは続きまして議事順位第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号 1 から 3 までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>1 件目。申請地は●●●●●から西へ 1. 3 k m の位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第 3 種農地です。申請人は福岡市に本店を置く建設業を営む者です。申請地を取得し売電事業を行うため太陽光発電施設を設置するものです。この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないためこの要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。申請地は●●●●●から南西へ 7 6 0 m の位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第 3 種農地です。申請人は大阪府に本店を置く建設業を営む者です。申請地を取得し売電事業を行うため太陽光発電施設を設置するものです。この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないためこの要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3 件目。申請地は●●●●●から北西へ 3. 9 k m の位置にある農用地区域内の第 2 種農地です。申請人は広島市に事務所を置く企業体です。新山口幹線電線張替工事に伴う駐車場、運搬路として申請地を一時的に転用するものです。農用地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 1 号に該当し、許可の対象となるものです。この議案につきましては一時転用ですので、事業終了後に原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。

1 1 番	<p>1 1 番、萬代でございますが、当日は大変暑い中の現地調査で熱中症にならないかと心配するくらい暑かったんですが、特に今回は1 1 番みたいに太陽光発電の関係が非常に多いんですが、まず現地の状況でございますが、申請地は●●●の西の方になるんですかね。美祢から●●●号線。これ●●●の方に抜けるんですが、この一番上の所に美祢の●●●がある所なんです。●●●の下をくぐり抜けて下に入って行くところの土地なんですが、この土地の●●●●と●●●●、これはセイタカアワダチソウがびっちり生えている。それからその隣が●●●●ですが、これは稲が植えてある田んぼでございますが、この周辺も全部荒れている、この土地の南の方、●●●さんですが、この周辺も全部セイタカアワダチソウの荒れた状況でございました。いずれ、この地帯は全部この太陽光発電施設にみんな変わるんじゃないかというふうな予想が出来るような状況で、別段これを太陽光にしたら猪の住みかが少しは減るんじゃないかというふうに思います。そういった事でいいんじゃないかと判断したところでございます。以上です。</p>
議長	<p>2 番目、3 番目も一緒をお願いします。</p>
1 1 番	<p>次が2 番。資料が3 ですね。これも太陽光の関係で、これは●●●●●から下に下がっていった所が●●●で、もう既にもう何件か太陽光発電の設備がしてございます。この隣の土地に今回新たにまた太陽光をするという事で、ここも全て周辺はみんなセイタカアワダチソウが生えている状況で、とても田んぼを作れるような、作りたいという人も多分いらっしゃらないだろうとは思いますが、そういう状況でございました。だから周りに与える影響もないと思います。それから次に3 番目、●●●●●でございますが、資料は4 です。私もこの度、美祢におったんですがこの現場に行ったのは生まれて初めて行ったような大変、●●●●●の奥に入って行くという所でございました。こんな所人が住んでいるのかと私も疑いを持ちましたけど、現地は、申請地のちょっと左側に家が1 軒あるんですが、その道路の上側なんですが、ここも大変荒れた土地で、山に囲まれて周辺に田んぼも全くありません。かえってこの工事をしてもらった方が家の周辺がきれいになるんじゃないかというふうに見受けられました。だから説明する時も後、ただ更地にするというよりも後の利用価値が高いようお願いされたらどうか、というふうに会長さんの方から言っておられました。そういった状況でこれはいずれ、一時転用ですから2 0 2 0 年3 月2 0 日まで、だから工事が終わったら元に戻すという事になっておりますので、これも周りに与える影響は全く考えられませんので、よろしくご審議いただきたいというふうに思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは1 番、2 番につきまして地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
2 2 番(推進委員)	<p>推進委員の山縣です。今、萬代委員さんが言われたように別段影響はないと思いますので、隣近所に迷惑にならないようにという事で釘を刺しておきましたので、別段ないと思いますのでご審議の程よろしくお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。3番、今日は欠席なので、私の方から今萬代委員さんから会長がというふうに言われましたので、補足しておきます。実は片方の資材置き場になっている方の田んぼは段差がありまして、3枚が1つになるように70cmくらい高さのある土嚢で嵩上げをして、利用するというふうなお話をされておられましたので、むしろ下の肥を剥いで退けてきちんと埋めて3枚を1つで利用できるようにして、農地として返していただいた方が、道路の高さよりちょっと高いくらいにして返していただいた方が農家としては後の使い勝手がいいのではないのかなという話をしまして、業者さんの方もこれを終わったら持って逃げないといけなけれど、これだったら肥を元に戻せば済むので、農地として利用価値の高いようにして、この際だから地主の方と相談されてはどうですかと指導といいますか、アドバイスをして帰った次第でございます。別段、萬代さんの言われた通り問題のあるような所ではございませんので、よろしく願いいたします。それでは、委員のみなさん何かご意見がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し常設審議委員会に附します。続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。1から3までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●●から北東に3.5kmの位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電設備を設置するための除外申請です。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●●から北西に2.6kmの位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電設備を設置するための除外申請です。</p> <p>3件目。申請地は、●●●●●から北西に2.4kmの位置にある農用地区域内農地です。セブンイレブンの店舗及び駐車場を設置するための除外申請です。以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>



	<p>かというのが、私の思いです。というのが、先程出てきました、農地法第5条の3番目に太陽光が同じように出てきたんですけど、この1番最初の分を、見ていただければ分かるように、下に向かっていまして、右側がかなり高い山で午前中はかなり日当たりが悪い場所でありながら、影という事でその部分の面積を削除してないんですよね。本当午前中は日陰で、日の当たる所ではないんですよ。それに対して、今の除外申請の1番の案件ですが、何か線が引いてありますよね。これが右側の方の田の中に入っている線が、影の線なんですよ。ここまで日当てが悪くて陰になる。これは川土手と道路の影なんです。左側の方にもやはり同じように線が入っていますが、これが家の影です。この川土手の影と家の影の一番大きいやつの中には、パネルが入っているわけですけど、パネルを設置しないというので、これは若干建ぺい率と利用率が、利用率からして非常に悪いんじゃないかというので前回1度出た時に現地調査の段階で無理ですよという事で、これは蹴った案件なんです。それで今回も出していただいたので、今回は圃場整備はありませんので、総会にかけて、美祢市の意見を付けて、県の方に上げて県の方の判断を仰ごうではないかというのが私の思いだったので、ここに上がってきた所存です。私の方からは以上です。委員のみなさんから何か意見がございましたらお願いいたします。</p>
15番	農業委員会で発電効率とかも心配しないといけないものですか。
議長	問題は建ぺい率です。建ぺい率からしたらこれは、事務局、建ぺい率はどのくらいになってるのか。
	(発言多数で聞き取り不能)
議長	土地の利用率なんです。
15番	パネルが少なければ少ない。
議長	だからパネルを増設することによって建ぺい率を上げて下さいという話しなんですよ。
事務局	土地の利用率につきましては、22%でぎりぎりくらいだったと
15番	だから、図面でもないと、私達は見ていない者にどうのこうのと言われても判断のしようがない。

17番	22%あればいいやろ。
議長	22%あれば問題ない。
18番	これは、828㎡と49㎡と120㎡を足して1953㎡を引いて計算したらすぐ出る。  (発言多数で聞き取り不能)
8番	建ぺい率から考えると、もう少し上げてもらうといいという気持ちは私もありますね。
16番	利用率の面からしてもね。  (発言多数で聞き取り不能)
議長	490㎡を1953㎡で割ったらどうなる。
事務局	25%です。
議長	わかりました。委員のみなさんより何かご意見ございませんか。
16番	セブンイレブンですけれど、●●に行く方から入るわけ。
12番	●●●の交差点を●●●●●に行って、●●から左に曲がると●●●、すぐの所だから東に向いて、国道の真横。
12番	畑をやっている。
16番	雑種地と道路がくっついているわけ。

6 番	そう。その奥に申請の
1 2 番	その奥に家があるよね。
1 7 番	一帯利用でどのくらいの面積がある。
事務局	3 6 3 7 m <sup>2</sup> です。
議長	他にございませんか。
8 番	石田です。先程の建ぺい率の問題の件なんですけど、会長さんは県の方に判断を委ねようというおつもりがあったように思うんですけど、この建ぺい率が正しいかどうか、いいかどうかという事の判断で影の部分の計算の仕方、取り方、これも県の方が審議すると思うんですけど、これも市の農業委員会でその影の部分の計算の仕方を、業者とすり合わせをする必要が先にあるんじゃないかと思うんですけど、その辺どうかと思ひまして。
1 7 番	それは影と建ぺい率は全然関係ない。
8 番	そうではなくて、影の問題を持ち出して建ぺい率はこの部分でいいんじゃないかというやり方をしたらどうか。
1 7 番	そんな話をしなくても、元々490 m <sup>2</sup> あるから、初めからそんな話をしなくても25%あるから、何も考えなくてもいい。あれが19とか18とか言ったら、それ以外が問題になるけど。25だったら、影なってもそれでもやると言うんだから関係ない。
議長	県の常設審議委員会の中で、よく影の問題が議題として挙がってくるんですけど、基本的には設置ができないような影っていうのは半日以上影が続くような場所、これについては設置ができる面積から除外することがあります。大きな建物が建っていて、その建物の南側にあつて、太陽が通ることによって影が続くというような所があれば除外することがあります。
6 番	質問してよろしいでしょうか。元々農地転用、こういう除外申請とかする時に土地効率が悪いと基本的に認めないという誓約がある

	<p>わけですか。先程の建ぺい率25%。普通、都会だと建ぺい率80%とかよくあるから。土地を除外申請にしても、農地転用にしても、土地の利用率というんですか。例えばこの田んぼの面積が2000㎡あって、2000㎡の内、例えば最低1000㎡を使ってやりなさい。とかでないと認めませんよというのがあるんでしょうか。</p>
15番	<p>農業倉庫だったらいいという事。影だったらどうのっていう話は</p>
6番	<p>それは別にしても、2000㎡の土地に対して1000㎡の施設を作ると、残りの1000㎡は使わないというのは除外申請するのに効率が悪いよと、やるんなら全部するとかいうのがあるんですか。そうでないと、転用を認めないという業務があるのかどうかなんですよ。よく分からないので。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
議長	<p>建ぺい率というのは決まっています。事務局、建ぺい率の最低は18、20。今は22%です。それと、山口県の場合は一般住宅、概ね500㎡未満。農家住宅1000㎡未満。というふうに山口県の場合は、法律で決まっているのではなくて、山口県の農地の利用からいってこれ以上は基本的には転用を認めない。農家住宅と一般住宅の場合にはそういう感じです。基本的にはですよ。同様の時には理由があれば認められない事はないという事なんです。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
18番	<p>これは除外申請なので出ていないんですけど、この設置する許可要綱に出力など聞かれていますか。</p>
事務局	<p>最大出力49.5kwくらいだったと思います。</p>
18番	<p>そうでしょう。だからこれ以上増やしても意味がない。</p>
議長	<p>49.5kwしかできないだろうけど、下は49.5kwはできないよね。22, 23kwしかできない。</p>

	(発言多数で聞き取り不能)
議長	1000㎡で49.5kwは低いか。うちは500㎡で48kw以上ある。それは作り方の問題です。ただパネルをもう少し増やせば全然問題がないんですけれど、1回目よりは大分増やしてきたんじゃないかと思います。1回目の時には周りに道路を作ってきました。まだ少なかったんです。パネルをいくら増やして発電出力がいくら増えてもパワーコンディショナーというので制御しますので49.5kw以上は出ないようになっています。その代わり夏場は60kw、70kwという発電をしても49.5kw。冬場はそれでも30kwくらいしか発電しないというふうな格好になるので、パネル面積を増やせばそういうふうな感じでロスの電力もたくさん作るけれど売る電気はこれだけですよというふうな制御システムが働くようになっています。
15番	パネルが少ない利用率でも農業委員会は許可を出すんですか。今までそういう事例はあるんですか。という問題もあるんですけど。
6番	議論がどう対応したらいいのかよく分からない。
15番	こんなに利用率が悪くてもいいんですか。という事なんです。
16番	田から農地を転用するのに、そんなところまで色々言うのかね。という話じゃないかね。
6番	作るなら作るで、そこまで農業委員会でそういう事を言う事があるのかと思って。
議長	この件につきましては、農業委員会はこの問題はどうなのかという事について、意見書を付けて市長部局の方に意見を上げその意見を付けたものを県の方に上げ、県が最終的には判断する問題です。だから、現地調査をされました委員さんが言われた「会長は県の判断に委ねる」と、言っておるよというのは、そこに絡んでくると思っていただいいていいんじゃないかと。というのも、太陽光発電のきちんとした山口県の考え方をしなさいよと言うんですけれど、県は一向に国が作らないから、うちは作りませんと言って作らないんですよ。それかといって、先程私が言ったように一般住宅は500㎡、農家住宅は1000㎡未満というふうなところの規制と言いますか、県内での申し合わせ事項でこれは守るよという事をかなり厳しく県の方は言います。それは他県には無い話で、よその県に言えば驚かれる事もあるような案件でもあります。その辺も含めて、やはり県にも太陽光について農業委員会がもう少し判断がしやすいような基準といいますか、ものを作ってほしいというのが、常設審議委員会内の他の農業委員会の会長さんを含め

	<p>ての思いというところがあるんです。それで今回は県の方にどうなんだろうかというので、県が異議なし回答を出してくれば、問題ありませんよという事ですので、県の方に委ねて、美祢市としてはこんなぎりぎりのところで無駄な使い方をしていいんでしょうかという問題を投げかけてみたいかと私は考えたしだいなんです。</p>
16番	<p>もう行かれた人が判断してどうせ荒れているんでしょう。</p>
議長	<p>荒れていないです。今年は作っていませんけれど、去年まではきちんとお米が作ってありました。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
議長	<p>今回これを出された経緯の中に、去年まで作られた方が作らないと言われて次に作ってくれる人がいないと言われているんですけど、それについては地元の農業委員さん、推進委員さんが一番よくご存じではないかなと思うんですけど、そこまでここでやる必要がないと思っていますので、みなさんよろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議事項結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は協議結果を附して市長のほうへ送付いたします。続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回、全体で4筆ございます。全体面積が11,741㎡。貸し手が2名、受け手が2名でございます。内訳につきましては4ページをご覧くださいと思います。また、農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件全てに法律的に要することが認められる。また、常時従事することが認められる事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1番の件につきまして、地元委員さんは●●、●●●●番地、●●さんの農地なんですが、推進委員さんでもどうなっているか分かればお願いいたします。</p>

2 1 番(推進委員)	<p>推進委員の安永です。●●さんと直接田んぼを見に行ったわけではないんですけど、場所がよく分かりません。牧草を植えたいという事でした。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
議長	<p>借り手は分からんでしょう。</p>
4 番	<p>借り手は●●さん。</p>
4 番	<p>牛を飼っていらっしゃる方だという事で、●●地区の田んぼを借りて牧草園を、田んぼを作っているらしいです。</p>
議長	<p>どこで牛を飼っている。</p>
4 番	<p>●●の、昔住んでいた所で牛を飼って、今は●●の方にいらっしゃるんじゃないかな。●●さんというのは。</p>
議長	<p>何で、●●になっているのか。</p>
事務局	<p>事務局ですけど、●●さんは牛舎が●●●●と●●という所に建てていらっしゃいます。</p>
議長	<p>●●●●。</p>
事務局	<p>●●●●●という●●と●●●●が隣り合っている所です。</p>
1 3 番	<p>●●●●の所から右に曲がって●●●●に行く途中の右の上の辺に牛舎があります。</p>
議長	<p>それは●●さんではないですけど。●●さん、あそこから右に入って行って左が●●さんで、右に入って行くと昔鶏舎か何かあった所。</p>

1 2 番	●●さんの牛舎があって、その隣だろう。あの隣に2軒あるよね。
事務局	全部で3軒あります。
事務局	新規就農者は新たに養鶏場と牛舎の間に新たに建てられています。
	(発言多数で聞き取り不能)
議長	わかりました。すみません。委員のみなさんより何かこの件につきましてご意見ございましたらお願いいたします。
1 7 番	今ちょっとあったんですが、登記地目が雑種地になっていますよね。登記地目はどっちでも良かったかな。現況ですね。
議長	登記地目は何でもいいですが、農業委員会は現況主義でございます。かといって登記地目が農地であれば、現況が宅地であっても農業委員会の管轄になりますので、どっちでも農業委員会の管轄になりますので、現況主義というわけでもありませんし、登記上を主義として使うわけでもありませんので。意見がありませんようなら、採決に移りたいと思います。よろしゅうございますか。(「はい」の声) 議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
	挙手。
	全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。それでは、これより報告事項に入らせていただきます。議事順位第5号 報告第1号 農地法第4条 第1項第8号の規定による農地転用届についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読 ここで修正がございます。議案書9ページ、この件につきまして無断転用ですので、転用内容の欄に無断転用平成29年6月を追加してください。訂正しお詫び申し上げます。 申請地は●●●●●。●●●●●から北西へ4.6kmの位置で、所有する農地への出入りのための通路として転用届を提出された

	<p>ものです。この件については平成29年6月頃に農地法の許可を得ることなく、隣接所有者である●●●●●の進入路の工事に併せ所有する農地への出入のための通路として工事を施工され、今日まで利用されております。このことに対するお詫びと今後、農地法を順守する旨の始末書が提出されております。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>今、事務局から説明がありました通り、この土地の奥に●●●●●の会社の土地がございます。そこに行くための道路でございますが、ちょうど現場は●●が崩れて災害復旧したのかなと思わせるような現地でございます。これ災害復旧で崩れた土地を退けてその後そのままにしていたんじゃないかなというふうな感じはしましたけれど、そうじゃないという話も聞きました。無断転用になっているのでと言う事で、それじゃ始末書を出して下さいという話もしています。どちらにしても、がたがたの農道ですからそれ以上改善は出来ないんじゃないかと思います。そういった事で現地調査は終わりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
7番(推進委員)	<p>推進委員の大橋です。事務局と当番委員さんの言われた通りです。ご審議どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>実は、無断転用というのは、29年に●●●●●が進入路は逆の方、●●さんの方側から一時転用で進入路を作るところを造成したんですが、その時も現地調査を行っております。よって、そこが斜めに高いちょっと小山のような感じになっていたんですが、転用をしておりましたので、今回行ったらきれいな道になっておりましたので、きちんとした経緯が分かるようにして、始末書を提出してくださいと申請者の方をお願いをした次第でございます。以上です。委員のみなさんより何かご質問がありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは発言がないようでございますので報告第1号は終わらせていただきます。続きまして、議事順位第6号 報告第2号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを議題といたします。1から3までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>合意解約3件について報告いたします。3件とも年間賃借料の変更のため解約され、再度利用権を設定されています。以上、報告いたします。</p>

議長	<p>ありがとうございます。今、事務局から報告があった通り、また同じところと同じように契約をやり直したという事でございます。委員のみなさんの意見がないようでしたら終わらせていただきたいと思います。如何でしょうか。（「はい」の声）それでは報告第2号を終わります。議事順位第7号 報告第3号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。 申請が2筆。●●●●●につきましては、昭和55年頃に耕作放棄後家屋を建て、現在は家屋の一部として利用されています。●●●●●につきましては、昭和55年頃に耕作放棄後庭木を植えられ、現在は庭として利用されています。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。では、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
12番	<p>12番の井町です。現地は、●●から●に行きます。●●●というバス停があります。●●に行く道をみなさん存じですかね。●●の方に入ります。300mくらい入った所が現地でございます。現地はそこにいっぱい写真が付いていますが、実際このようになっていますので、これはこのまま同意をすべきかなというふうに思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
11番(推進委員)	<p>推進委員の田口です。今、委員さんが言われた通りです。よろしく願います。</p>
議長	<p>委員のみなさんより何かご意見ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。特に発言もございませんようですので以上で報告第3号を終わらせていただきます。それでは、その他の方に移りたいと思います。委員のみなさんより、意見や提案等ありましたら発言をお願いいたします。もし、無いようでしたら、農業相談日も何もなかったようでございますので、事務局長より今後の日程等について報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは今後の日程についてお知らせをいたします。次回総会は9月19日水曜日、場所は美祢市勤労青少年ホームで行います。農業相談日は9月11日火曜日。美祢地区は石田委員さん、美東地区は村上委員さん、秋芳地区は武藤委員さんでございます。また現地調査は9月10日月曜日に行います。当番委員さんは伊藤美和子委員さん、櫛崎委員さんでございます。よろしく願いいたしま</p>

議長

す。

他にないですか。

以上で本日の総会は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

午後3時30分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成30年8月16日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

--	--

--	--

